

# 町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会について

子ども生活部子ども発達支援課

## 1 目的

一人ひとり必要とするサービスが異なる「医療的ケア児（※1）」や「重症心身障がい児（※2）」とその家族の健全な生活と成長を支えるため、町田市における支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりなど、適切な支援体制を整備することを通じて、安心して子育てできるまちづくりを推進する。

### ※ 1 「医療的ケア児」

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項より）

### ※ 2 「重症心身障がい児」

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複し、大島分類で 1～4 に分類される児童

## 2 背景

- ・医療的ケア児の日常生活を支えるために、保護者の負担が非常に大きくなっている。
- ・全国的に医療的ケアを要する児童（医療的ケア児）が増加している。
- ・国は、市町村に対し、医療的ケア児等の支援を行うための関係機関の協議の場を設けることを求めている。
- ・市内の保育園においては、2016 年度及び 2017 年度に、在園児が医療的ケアを要する状態となり、関係機関と協議して体制を整え、現在も通園している。
- ・2017 年度より、町田市子ども発達センターでも医療的ケア児の受け入れを開始した。
- ・現在、未就学の医療的ケア児は、主に都内の療育施設（島田療育センター等）に通っている。

## 3 対象

### ・町田市での現状把握

医療的ケア児	63 名（自己注射 10 名含む）
未就学児	33 名（自己注射 2 名含む）
学齢児	30 名（自己注射 8 名含む）
重症心身障がい児	22 名（医療的ケアが必要のない児童のみ抽出）
未就学児	13 名
学齢児	9 名

※ 医療的ケアの種類等は、資料 1 「市内の児童が必要とする医療的ケアの種類」参照

## 4 協議会の位置づけと役割（別紙1・2）

・本協議会は、「その他機関」と位置づけ、市と協議会委員との連絡調整、意見交換、連携協力その結果を各機関における事業推進に資することを目的とする。協議会からのご意見は、市が事業の参考にする。

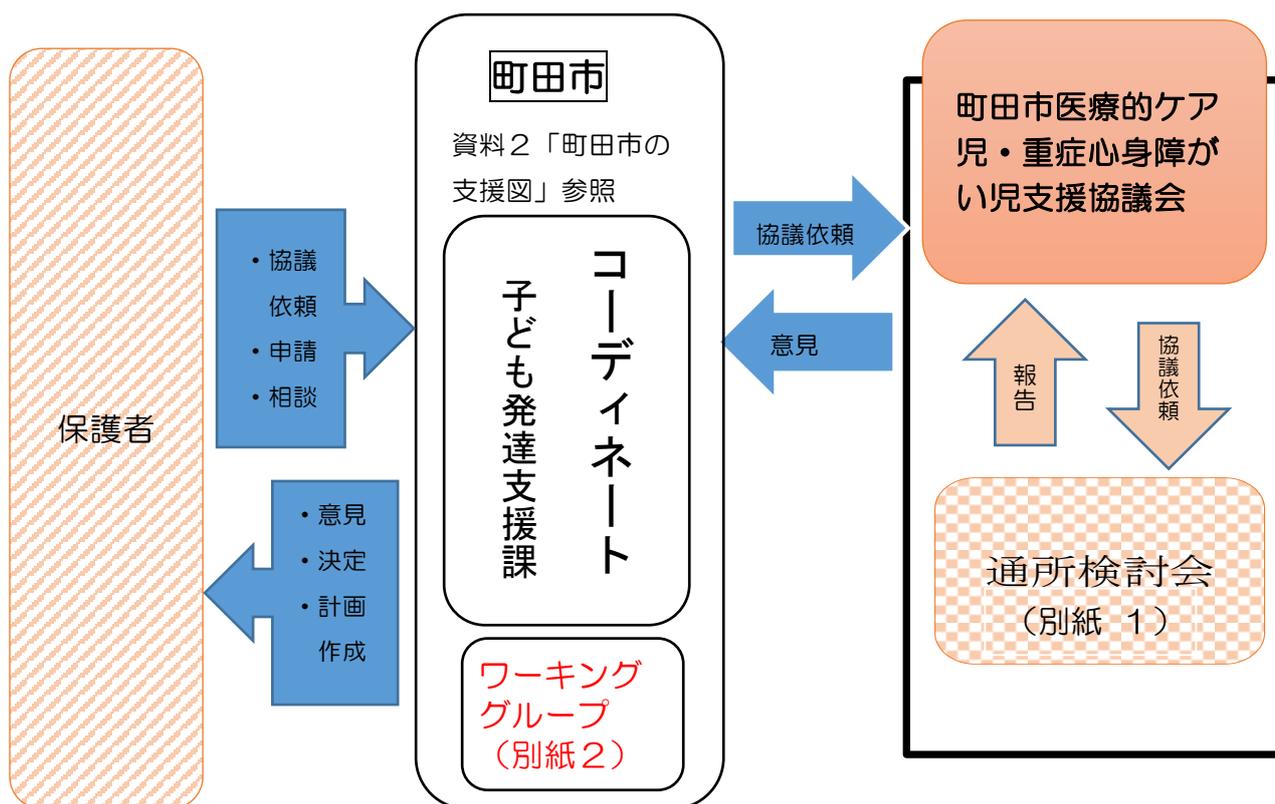
### 【協議会】 ※ 図1

協議会は、子ども発達支援課および各関係機関の事業報告により、それぞれの市内にお住いの医療的ケア児等の状況と課題を共有し、支援の在り方を検討する。なおかつ、市が実施する事業の検討を共に行う。

### 【通所検討会】（別紙1）

協議会委員のうち、医療的知見等を有する者及び学識を有するもので構成し、通所先等での受け入れに際して、妥当性や留意事項について各方面から検討する。（概ね、年1回程度）

### ※ 図1 「町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会」



「コーディネーター」：医療的ケア児や重症心身障害児が在宅生活を営むために個別に必要な支援を組み合わせ、サービス等利用計画を作成する。

「ワーキンググループ」（別紙2）

：支援に関わる医療分野や福祉分野の専門機関に呼びかけ、個別的な支援を検討する。

## 5 予想される協議会での検討事項（別紙3に詳細図）

- ・2018年度 医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン（案）の作成

## 6 協議会及び通所検討会の委員構成

- ・医療 町田市医師会・町田市民病院・訪問看護ステーション
- ・学識 大学教授（障がい児保育、肢体不自由教育）など
- ・教育・保育 法人立保育園協会・私立幼稚園協会、都立町田の丘学園
- ・支援事業者 児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業者
- ・行政 子ども生活部長

会の種別	医療・行政	学識	教育・保育	支援事業者
協議会	町田市医師会 小児科 1名 障がい児専門医 1名 市民病院 1名 訪問看護 1名 子ども生活部長 1名	肢体不自由児教育 1名	法人立保育園協会 1名 私立幼稚園協会 1名 都立町田の丘学園 1名	事業者代表 1名
通所検討会	町田市医師会 小児科 1名 障がい児専門医 1名 市民病院 1名 訪問看護 1名	肢体不自由児教育 1名		

## 7 事務局の構成

- ・子ども生活部子育て推進課、保育・幼稚園課、子ども発達支援課
- ・地域福祉部障がい福祉課
- ・保健所保健予防課
- ・学校教育部教育センター
- ・市民病院医事課

## 8 協議会の2018年度スケジュール（案）

対象児童の生活状況等を共有するとともに、以下の2点について検討・協議する

- ・協議会：「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」（案）
- ・通所検討会：保育園等に受入れるための個別支援

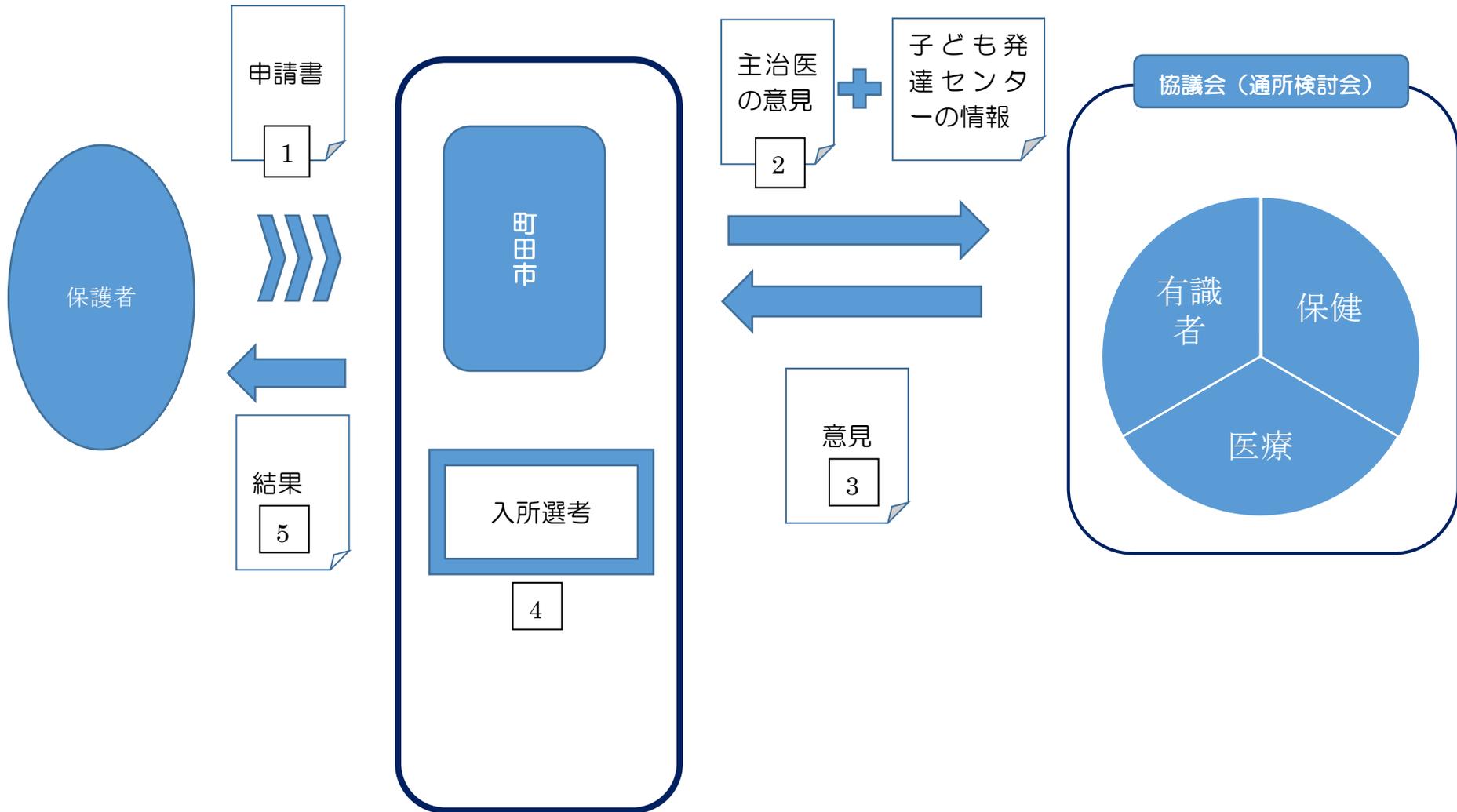
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会	状況等の共有		生活状況等の報告					生活状況等の報告		
	市全体の支援体制		ガイドライン作成					通所検討会の報告		
通所検討会	通所等についての検討						通所検討会 保育園入所への意見	別紙1		

## 9 設置までのスケジュール

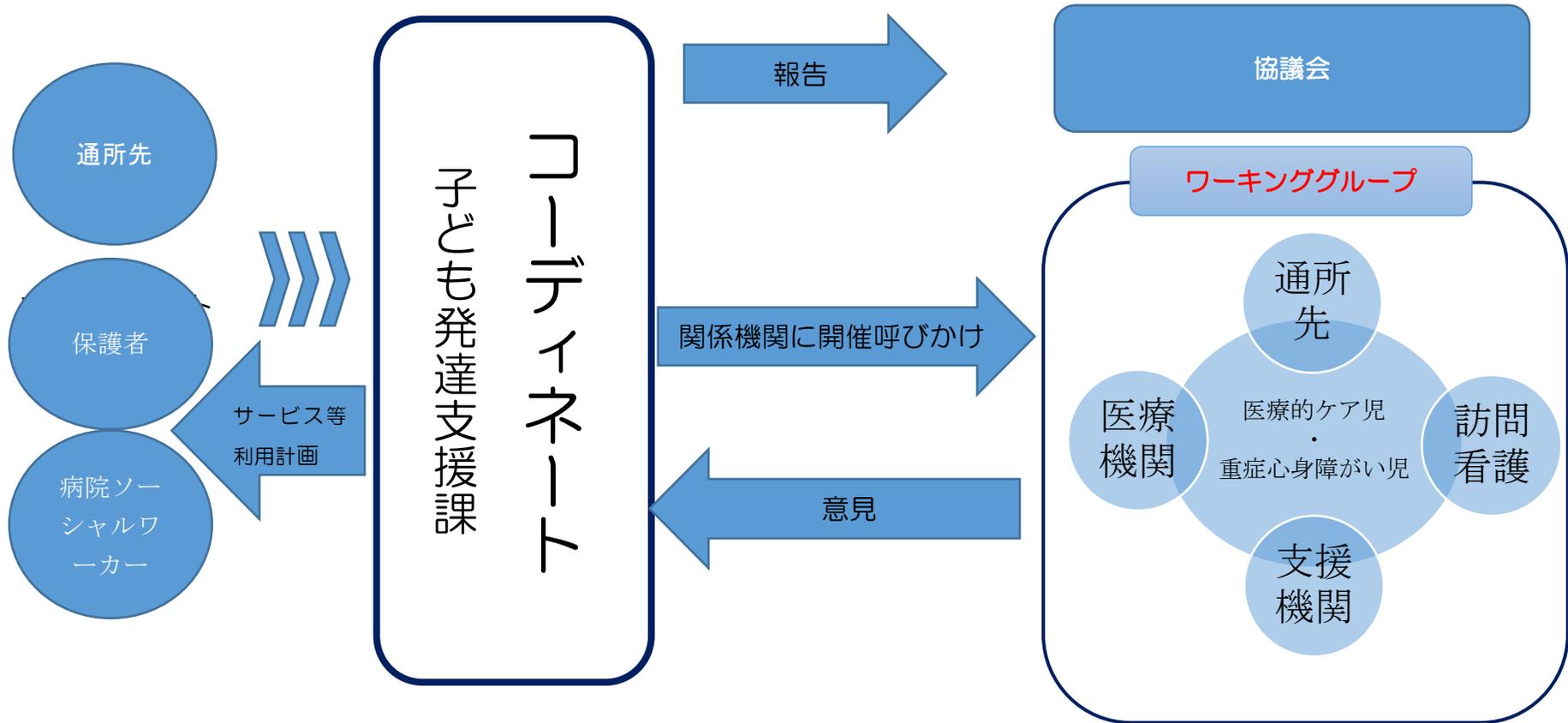
【2018年】

7月	8月	9月
	事前準備会	発足 第1回 開催
	人選・就任打診	
初年度スケジュール検討		
設置準備		

# 【別紙1】通所検討会における医療的ケア児・重症心身障がい児の保育所入園のイメージ



## 【別紙2】ワーキンググループのイメージ



※想定されるケース

現在の支援では対応が十分でない場合に、新たな支援体制の構築が必要な場合など

### 【別紙3】 予想される協議会での検討事項の詳細

年齢期	支援	社会資源	検討事項	
乳児期	退院時の在宅生活開始の支援	主治医	NICU退院時等の連携とコーディネート体制の確立	
		地域の医療機関		
		保健師		
		相談支援専門員		
		訪問看護ステーション		
		居宅介護事業者		
		短期入所事業者		
		レスパイト事業者		
幼児期	通園に結びつける支援・在宅生活を維持する支援・母親の就労支援	主治医		
		地域の医療機関		
		保健師		
		相談支援専門員		
		訪問看護ステーション		
		居宅介護事業者		
		短期入所事業者		
		レスパイト事業者		
		児童発達支援	高度医療的ケア児受け入れの在り方	
	<b>保育園・幼稚園・認定こども園</b>	<b>保育受入れガイドラインの作成</b>	<b>2018年度～</b>	
学齢期	就学先に結びつけるための支援・在宅生活を維持するための支援	主治医		
		地域の医療機関		
		相談支援専門員		
		訪問看護ステーション		
		居宅介護事業者		
		短期入所事業者		
		レスパイト事業者		
		移動支援事業者		
		放課後等デイサービス		
学校 (特別支援学校・特別支援学級等)	市立小中学校での受入れの在り方			
成人期に向けて	社会参加を行うための支援等	就労支援事業所	社会参加に向けた連携体制の確立	
		生活介護事業所		
		大学・専修学校		

## 資料 1

### 市内の児童が必要とする医療的ケア

東京都の重症心身障がい児（者）レスパイト事業における医療的ケアが必要な在宅の障がい児とは、次の状態の児としている（12ケア）

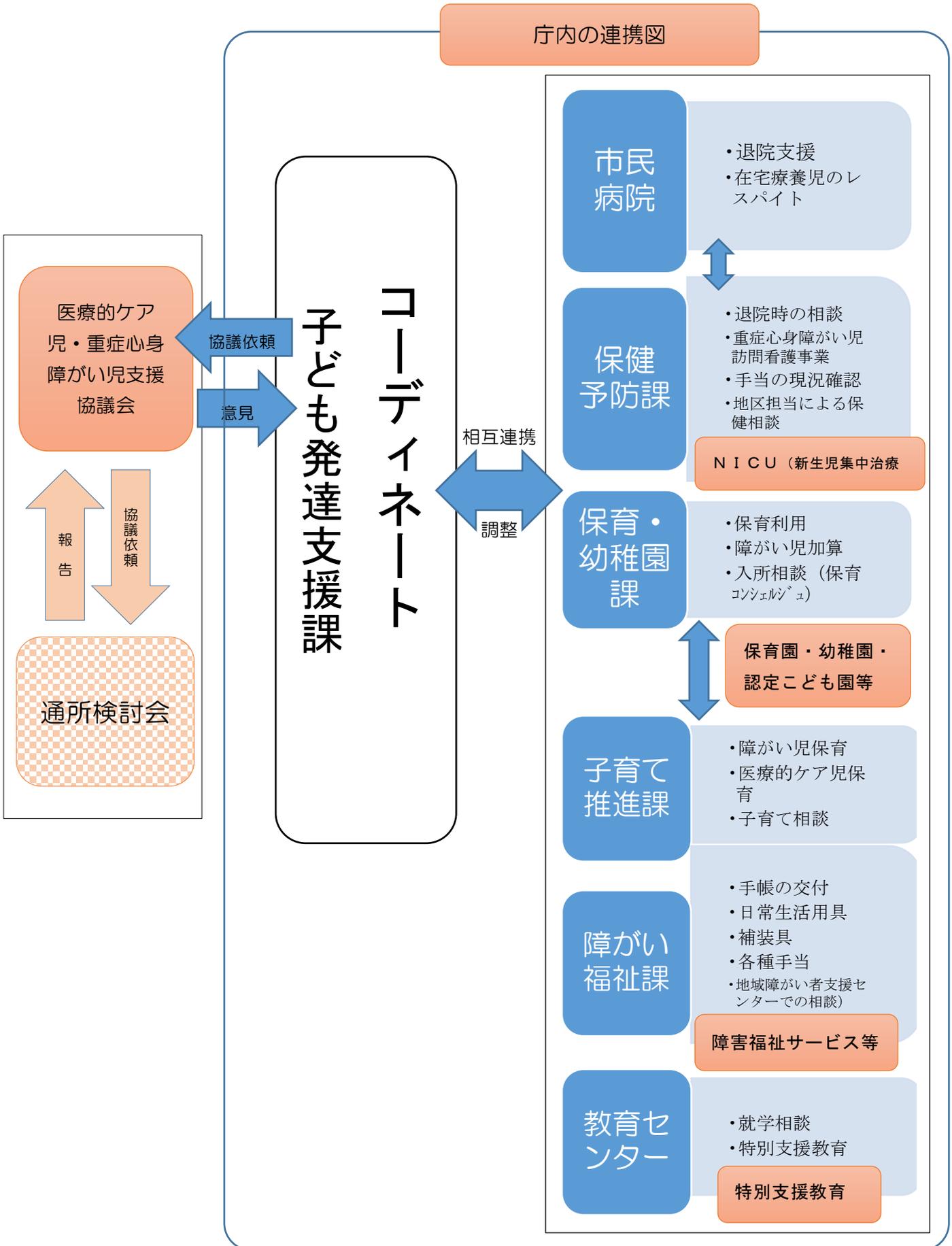
2018年4月現在

医療的ケア	0～5歳児	6歳～18歳児
①人工呼吸器管理※1	6	2
②気管内挿管、気管切開	5	2
③鼻咽頭エアウェイ	1	
④酸素吸入	8	8
⑤吸引	10	7
⑥吸入（ネブライザー）	1	3
⑦中心静脈栄養（IVH）		
⑧経管（経鼻・胃ろうを含む）	15	5
⑨腸ろう・腸管栄養	2	2
⑩継続する透析（腹膜灌流を含む）		
⑪定期導尿（3回/日以上）※2	2	（人工膀胱） 1
⑫人工肛門	1	
インスリン	2	8
合計	53	38

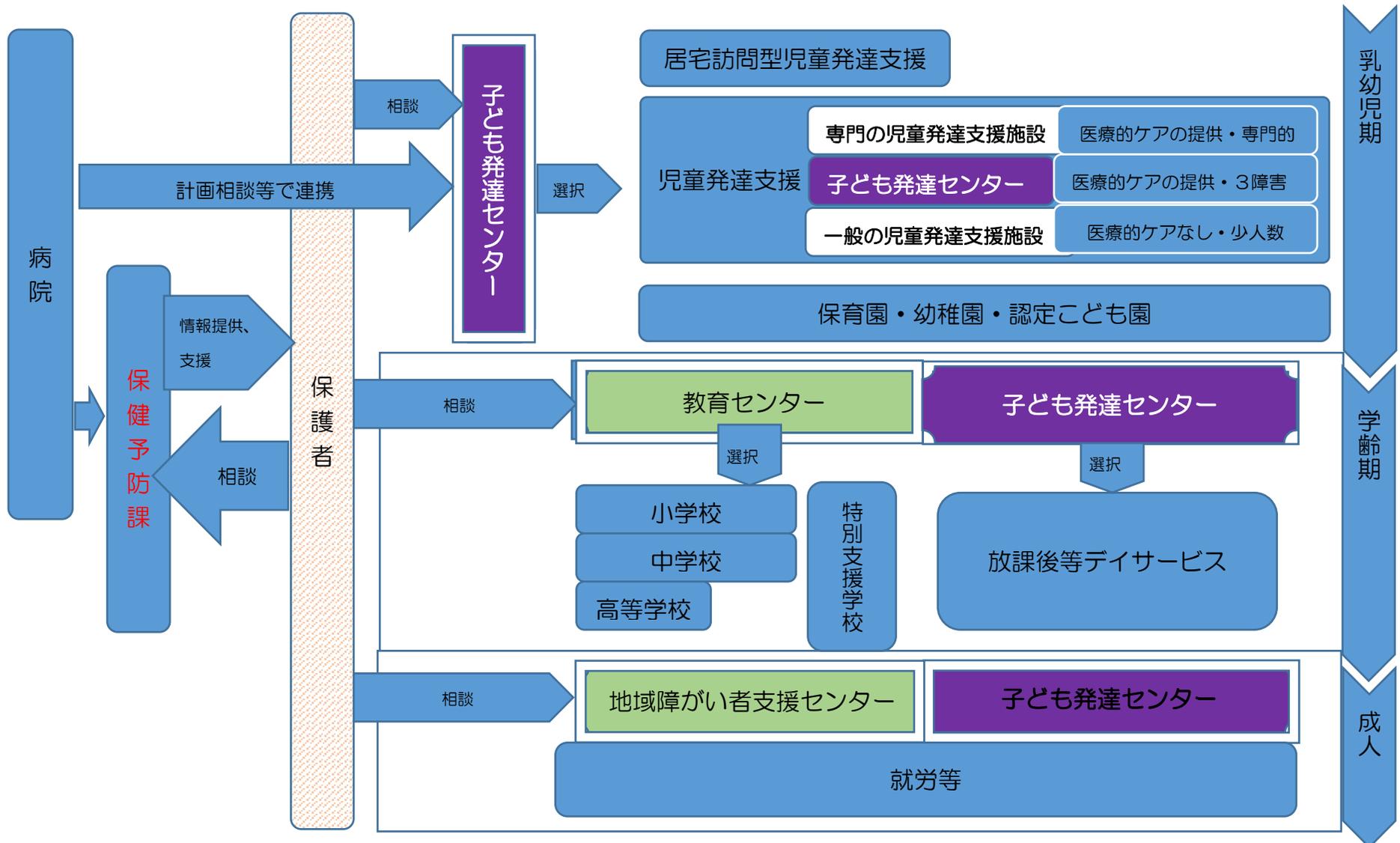
※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは人工呼吸器管理に含む

※2 人工膀胱を含む

- ◎ 着色している⑤ ⑧ ⑨の医療的ケアは、保育士等が研修を受けることで実施可能になる特定行為です。



【参考1】ライフステージ別 在宅生活の枠組み



## 【参考2】

### 医療的ケア児の保育所等受け入れ方針（案）

町田市は、医療的ケア児の保育を保育所等にて実施するにあたり、次のとおりの方針を定める。

#### 1. 目的

医療的ケアが必要な子どもの家庭で保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を調べて受け入れを行うことを目的としている。

#### 2. 受け入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 医師・看護師・保育士等の専門職が属する協議会により、保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所等における受入れ体制が整えられること。

#### 3. 医療的ケアの内容

経管栄養、喀痰の吸引（口腔・鼻腔内吸引）の2行為の実施を基本とする。

#### 4. 対象年齢

3歳児クラス以上とする。

#### 5. 受け入れ時期

4月1日入所を基本とする。

#### 6. 実施園

公立保育所を基本とする。

#### 7. 受け入れ体制

保育中の医療的ケアは看護師が行うものとする。看護師は、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、情報を共有しながら医療的ケアを実施する。

#### 8. 医療体制

実施園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び園医の協力により保育を実施する。また、緊急時には、町田市民病院との連携を行う。

#### 9. 研修等

町田市は、町田市民病院と協力し、保育所等で勤務する看護師・保育士等の知識・技能の向上のための研修を実施する。

